

既存建築物のバリアフリー化を支援します ～米子市バリアフリー改修推進事業補助金のご案内～

米子市バリアフリー改修推進事業について

●事業の概要

民間の既存特定建築物(学校、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物)のバリアフリー化の改修を支援するため、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例による整備基準に基づいて整備を行う場合に、その整備費用の一部を助成します。

●補助の対象となる建築物

バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例に定める特定建築物

※ただし、下記の内容は補助対象外になります。

- ・バリアフリー法による特別特定建築物(鳥取県福祉のまちづくり条例で追加された用途を除く)で建築工事を行う部分の面積が2,000㎡以上のもの(バリアフリー法施行令第18条第1項第1号括弧書きで免除された垂直移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合、設置費用は補助対象となります。)
- ・次の7用途の既存建築物の新築、改築、増築、移転、用途変更
病院、診療所、障害児入所施設、身体障害者社会参加支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設
- ・区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅

●対象者

民間特定建築物の所有者

●対象事業及び補助金の額

以下のバリアフリー整備に要する費用に対して、限度額の範囲内で1/2(特別特定建築物の場合限度額の範囲内で2/3、③④のみ1/2)を補助します。

事業区分	補助対象事業費の限度額	左記限度額の場合の補助金の額	要件等 ※「基準」…法及び条例による建築物移動等円滑化基準
①既存建物のトイレ改修	300万円	特定建築物 150万円 特別特定建築物 200万円	<ul style="list-style-type: none"> ■改修するトイレ及び道又は車いす使用者用駐車施設からトイレ及び利用居室(整備するトイレと同じ階のみ)までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ■その他に下記の整備費用も補助の対象とすることが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの改修費用 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・傾斜路(スロープ)、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路の傾斜路(スロープ)設置費用
②既存建物へのオストメイト対応設備の整備	100万円	特定建築物 50万円 特別特定建築物 66.7万円	<ul style="list-style-type: none"> ■オストメイト対応設置を基準に基づいて整備する必要があります。
③既存建物へのエレベーター設置	2,000万円	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■建物全体を基準に基づいて整備する必要があります。 ■対象となる建築物が他の事業区分と異なりますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・垂直移動2層分以上:2,000㎡未満の建物に限る ・垂直移動1層分以内:面積要件はありません。
④外部増築部分へのエレベーター設置	300万円	150万円	
⑤既存建物の玄関改修	300万円	特定建築物 150万円 特別特定建築物 200万円	<ul style="list-style-type: none"> ■玄関及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該玄関までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関を自動扉に改修する費用 ・出入口の外側に音声誘導装置を設置する費用 ・傾斜路(スロープ)、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路の傾斜路(スロープ)設置費用
⑥既存建物への車いす使用者用駐車施設及び屋根の設置	200万円	特定建築物 100万円 特別特定建築物 133.4万円	<ul style="list-style-type: none"> ■車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路に設ける屋根も対象になります。
⑦既存建物への電光表示板、フラッシュライト等の整備	50万円	特定建築物 25万円 特別特定建築物 33.4万円	<ul style="list-style-type: none"> ■聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものである必要があります。

特別特定建築物に該当すると、以下の整備に要する費用に対して、限度額の範囲内で2/3を補助します。

ただし、※の付いたメニューは以下の用途のみが補助の対象となります。

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、飲食店

事業区分	補助対象事業費の限度額	左記限度額の場合の補助金の額	要件等 ※「基準」…法及び条例による建築物移動等円滑化基準																				
※ ①既存建物のトイレ改修及び床、壁又は天井の仕上げ等関連工事	500万円	333.4万円	<ul style="list-style-type: none"> ■改修するトイレ及び道又は車いす使用者用駐車施設からトイレ及び利用居室(整備するトイレと同じ階のみ)までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの改修費用 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・廊下の傾斜路(スロープ)、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路の傾斜路(スロープ)設置費用 																				
※ ②既存建物の玄関の改修	500万円	333.4万円	<ul style="list-style-type: none"> ■玄関及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該玄関までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関を自動扉に改修する費用 ・出入口の外側に音声誘導装置を設置する費用 ・廊下の傾斜路(スロープ)、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路の傾斜路(スロープ)、点字ブロック設置及び舗装等改修費用 																				
③既存建物への洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等の整備	555万円	370万円	<ul style="list-style-type: none"> ■特別特定建築物のみが対象となります。 ■一般公共の用に供されるものであることが必要です。(バックヤード等特定の従業員のみが使用するもの等は補助の対象外です。) <p>[個別対象限度額]</p> <table border="1"> <tr> <td>便所の洋式化</td> <td>50万円/カ所</td> </tr> <tr> <td>小便器の低リップ化</td> <td>30万円/カ所</td> </tr> <tr> <td>自動水栓</td> <td>20万円/カ所</td> </tr> <tr> <td>便所手すり</td> <td>5.5万円/カ所</td> </tr> <tr> <td>ベビーチェア</td> <td>10万円/カ所</td> </tr> <tr> <td>ベビーベッド</td> <td>20万円/カ所</td> </tr> <tr> <td>手すり</td> <td>1.5万円/m</td> </tr> <tr> <td>廊下(床、壁、天井)</td> <td>10万円/m</td> </tr> <tr> <td>出入口</td> <td>160万円/カ所</td> </tr> <tr> <td>点字ブロック</td> <td>2.5万円/m</td> </tr> </table>	便所の洋式化	50万円/カ所	小便器の低リップ化	30万円/カ所	自動水栓	20万円/カ所	便所手すり	5.5万円/カ所	ベビーチェア	10万円/カ所	ベビーベッド	20万円/カ所	手すり	1.5万円/m	廊下(床、壁、天井)	10万円/m	出入口	160万円/カ所	点字ブロック	2.5万円/m
便所の洋式化				50万円/カ所																			
小便器の低リップ化				30万円/カ所																			
自動水栓				20万円/カ所																			
便所手すり				5.5万円/カ所																			
ベビーチェア	10万円/カ所																						
ベビーベッド	20万円/カ所																						
手すり	1.5万円/m																						
廊下(床、壁、天井)	10万円/m																						
出入口	160万円/カ所																						
点字ブロック	2.5万円/m																						
④既存建物及び敷地への手すりの整備																							
⑤既存建物の廊下拡幅改修に伴う床、壁又は天井の改修																							
⑥既存建物の出入口の開口幅の拡幅、引き戸化等の整備																							
⑦既存建物及び敷地への点字ブロックの整備																							
⑧既存ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	500万円	333.4万円	<ul style="list-style-type: none"> ■改修する客室及び道又は車いす使用者用駐車施設から客室までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。 ■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・客室の改修費用 ・玄関を自動扉に改修する費用 ・廊下の傾斜路(スロープ)、点字ブロックの設置費用 ・階段の手すり、点字ブロックの設置費用 ・敷地内通路の傾斜路(スロープ)設置費用 																				
⑨補助メニュー実施に伴い必要となる付随工事、建築主等の提案によるバリアフリー工事	50万円	33.4万円	<ul style="list-style-type: none"> ■床面積の合計が200㎡以下の既存特別特定建築物に限り、 ■一般公共の用に供されるものであることが必要です。(バックヤード等特定の従業員のみが使用するもの等は補助の対象外です。) 																				



車いす使用者用トイレ



音声誘導装置



車いす使用者用駐車場、スロープ、手すり



電光掲示板・フラッシュライト



オストメイト

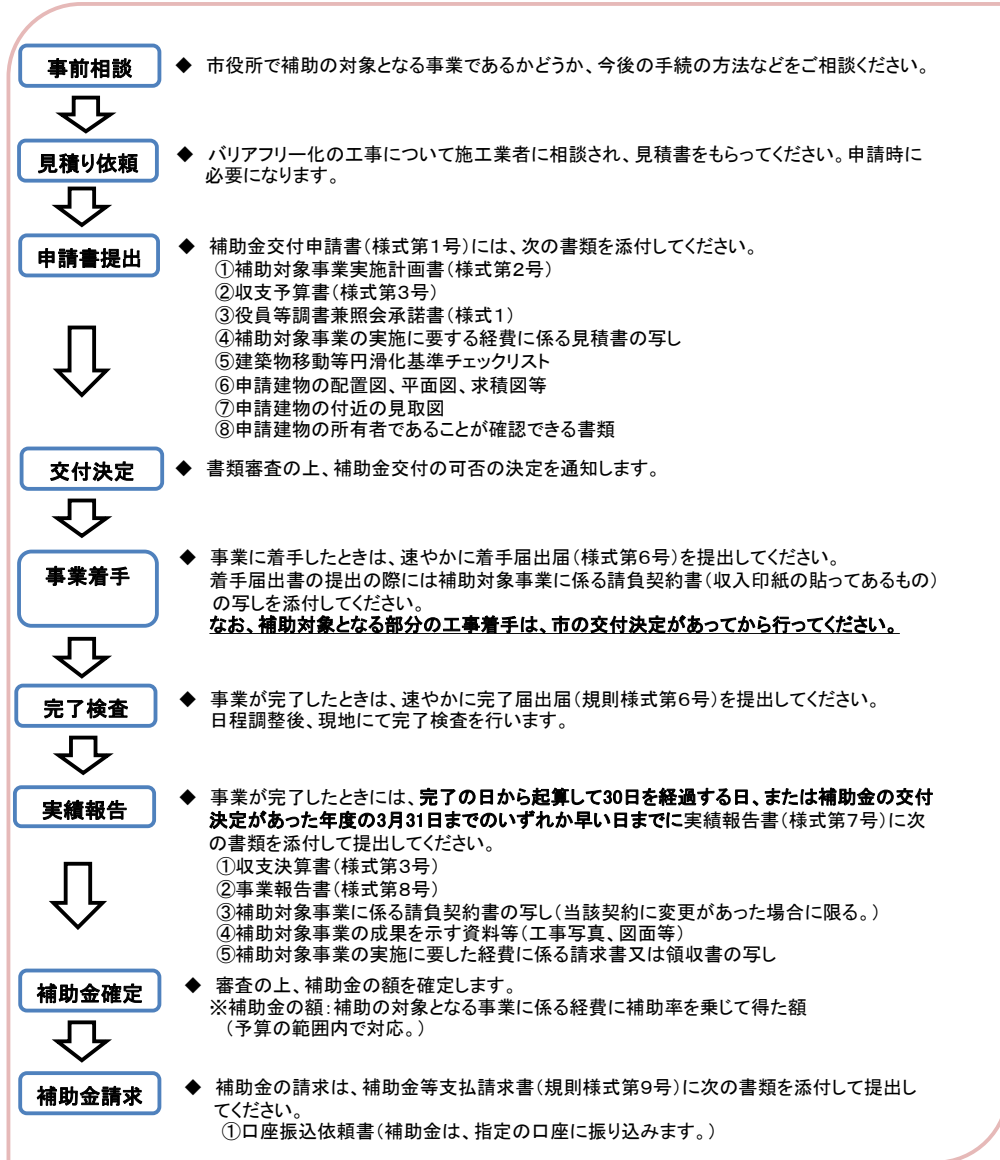


自動扉、点字ブロック等

●募集件数

予算の範囲内で対応します。

●手続きの流れ



●その他

・鳥取県福祉のまちづく条例の概要については、鳥取県HP(<https://www.pref.tottori.lg.jp/81585.htm>)をご覧ください。

●申請・問い合わせ窓口

米子市加茂町一丁目1番地
米子市役所(本庁舎2階)都市整備部建築相談課
電話:0859-23-5227
ファックス:0859-23-5394
メール:kenchikusoudan@city.yonago.lg.jp

【補助対象建築物一覧】

○特定建築物	○特別特定建築物	
	法で規定する建築物	条例で追加する建築物
<ul style="list-style-type: none"> ・学校（各種、専修学校含む） ・病院又は診療所 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場 ・卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル又は旅館 ・事務所 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ・体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 ・博物館、美術館又は図書館 ・公衆浴場 ・飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ・工場 ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ・自動車の停留又は駐車のための施設 ・公衆便所 ・公共用歩廊 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校 ・病院又は診療所 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル又は旅館 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る） ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ・体育館（一部公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）若しくはポーリング場又は遊技場 ・博物館、美術館又は図書館 ・公衆浴場 ・飲食店 ・郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ・自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供される） ・公衆便所 ・公共用歩廊 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校以外の学校 ・ガス、電気、電気通信の用に供する事務所 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・左記を除く用途 ・体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設（左記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く） ・自動車教習所又は職業訓練校
<p>ただし下記の内容は補助の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅 ・次の7用途の既存建築物の新築、改築、増築、移転、用途変更 <ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所、障害児入所施設、身体障害者社会参加支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設 ・太枠内の建築物で、建築工事等を行う部分の面積が2,000㎡以上のもの（令18条第1項第1号括弧書きで免除された垂直移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合、設置費用は補助対象となります。） 		